

IV. 史跡の現状と課題

1. 史跡指定範囲の現況

(1) 指定範囲と景観

盛岡城跡のうち、史跡に指定されている区域は内曲輪の部分（西辺部を除く）である。重臣屋敷の存在した外曲輪、城下の大半を包括する遠曲輪は史跡指定地外である。

指定地の北側から西側については商業地及び官庁街に接していることから、この方面からの城の眺望は制約を受けている。東側から南側にかけては中津川に面し、川の対岸からは城跡の緑豊かな落ち着いた景観が望まれる。なお、この方面は城跡からの眺望が比較的確保されており、盛岡近郊の山々や丘陵等も眺望できるが、近年、高層住宅の建設が進み、これらが次第に眺望を妨げる要因となってきた。

(2) 地形及び遺構の改変（79 頁表 12, 82 頁第 28 図）

史跡の中には、本丸・二ノ丸・三ノ丸・腰曲輪・柵山稻荷曲輪などの曲輪を構成する石垣が良好に残っており、史跡盛岡城跡及び盛岡城跡公園（岩手公園）の最大の特徴となっている。

堀は内堀の北部と東側がおおむね残存しているが、商店街や都市計画道路等により埋め立てられているほか、園路が堀の中を通るなど、いたるところで地形が改変されている。

城内建物のほとんどは、明治7年に入札による払い下げの後撤去されている。城跡はしばらくの間荒廃したが、明治36年（1903）に岩手県が公園整備を計画し、明治39年（1906）4月より、県の失業対策事業の一環として工事に着手し、同年9月岩手公園として開園している。設計は東京府の公園整備に携わっていた長岡安平である。このとき、本丸の南側と西側の石土居が取り崩され、三重櫓台の付櫓部分、二階櫓、小納戸櫓、北東角櫓の櫓台突出部が撤去され、櫓台内部に喰込む形で石階段が設けられた。なお、同様の石階段は御末門南側の石土居の曲折部にも設けられており、本丸南辺中央部には、腰曲輪からの昇降に便宜をはかるための石階段が新設された。また、正面の廊下橋門も埋め立てられ石階段が設けられた（63 頁第 22 図参照）。

さらに、本丸と二ノ丸の間には廊下橋に代わり、擬宝珠をのせた太鼓橋が新設され、本丸南東の三重櫓台及び西側には四阿が設置された。

二ノ丸部分については、大書院の存在した南半部の地形が大きく開削されているほか、穴門に接していた石垣、北西部の石土居が撤去された。三ノ丸では、南東部に存在した櫓台石垣が撤去され、その跡に四阿が設置されているほか、東側には石段が設置されている。

腰曲輪部分については、部分的な石垣の撤去や地形の改変がおこなわれているほか、腰曲輪下の曲輪に存在した土塁と柵形、台所東側の土塁と柵形、三ノ丸下北側の土塁、柵形門の柵形が削平されている。

下曲輪については、明治32年（1899）に櫻山神社が遷座した際に、大手土橋の一部や綱門柵形、土塁の一部が削平を受けている。また、戦後の商店街建設や都市計画道路工事により、土塁が削平されたほか、内堀の一部が埋め立てられている。

表 12 主な改変箇所（アルファベットは 82 頁第 28 図に対応）

A	吹上門坂道	H	綱門枳形
B	本丸南辺・西辺の土居	I	台所門枳形・土橋
C	吹上門枳形	J	枳形門枳形
D	二ノ丸大書院・穴門石垣	K	内曲輪土塁
E	二ノ丸北西部石土居	L	鍛冶屋門跡
F	三ノ丸櫓台	M	米内蔵門枳形
G	鳩門枳形		

（3）移築及び新設された建築物・主な工作物等（79・80 頁表 13・14，83 頁第 29 図）

移築及び新設された建築物と主な工作物は表 12・13 の通りである。

本丸には、明治 41 年（1908）に日露戦争に従軍戦死した南部利祥中尉の騎馬像が建立されている。これは戊辰戦争により盛岡藩が受けた賊軍との汚名を晴らした功績を後世に残すため、東條英教が建設委員長となり、原敬、田中館愛橘、鹿島精一らが委員となり、五千人余の賛同を得て進められたものである。

製作にあたっては、身体部分を新海竹太郎、馬体を後藤貞行に依頼し、久野留之助が鋳造。花崗岩製の台座は、伊東忠太の意匠に基づいて横浜勉が設計、鹿島組が施工したものである。

なお、この銅像と周囲を囲む鉄鎖は太平洋戦争末期（昭和 19 年（1944））に、金属回収により供出され、現在は台座を残すのみとなっている。

移築建築物は下曲輪の土塁上に所在する鐘楼と、腰曲輪下南側のかつて米内蔵が存在した地点に位置する彦御蔵である。このうち、彦御蔵は藩政時代の建築物で、平成 22 年度には市の指定文化財に指定されている。新築された建築物は表に挙げたものの他、便所等、公園の便益施設等が存在するが、老朽化の目立つものもあり、市民より建替え等の要望が出ている。

表 13 移築及び新設された建築物等

【史跡指定地内】	
鐘 楼	（設置年不明）明治年間に内堀の反対側にあった岩手郡役所より移築，銅鐘は市指定文化財
彦 御 蔵 （市指定文化財）	（平成元年）都市計画道路下ノ橋更ノ沢線（市道内丸大沢川原線）の拡幅に伴い，城内に残る藩政時代の唯一の建築物であることから移設保存を決定。内曲輪南西部（史跡指定地外）から藩政時代に「米内蔵」が存在した現在地に移設。
【史跡指定地外】	
地下駐車場	昭和 46 年（1971）開設
県立図書館	昭和 43 年（1968）芝生広場に建設，開館 平成 23 年（2011）にもりおか歴史文化館として開館

表 14 主な工作物（構造物・石碑等）※（ ）内は設置年（数字・アルファベットは第 29 図に対応）

【史跡指定地内】		【史跡指定地外】	
①	巖手公園（明治 39 年（1906））	A	花時計（昭和 45 年（1970））
②	縣社櫻山神社（明治 19 年（1886）製作の銘，櫻山神社が現在地に遷座した際に北山から移設）	B	世界アルペンメモリアルモニュメント（平成 5 年（1993））
③	櫻山神社参道の鳥居（大正 6 年（1917））	C	原敬遺徳顕彰碑（昭和 45 年（1970））
④	史蹟盛岡城趾（昭和 14 年（1939））	D	教育の像（昭和 49 年（1974））
⑤	石川啄木歌碑（昭和 30 年（1955））	E	内務省北上川流域改修総合事務所跡地（平成 3 年（1993））
⑥	新渡戸稲造顕彰碑（昭和 37 年（1962））	F	トーテムポール（平成 7 年（1995））
⑦	消防義魂碑（昭和 7 年（1932））	G	教育記念像（昭和 30 年（1955）） →平成 7 年（1995）（史跡地内より現在地に移設）
⑧	警察彰功碑（明治 42 年（1909））	H	盛岡工業学校跡地記念碑（昭和 55 年（1980））
⑨	五訓之森碑（昭和 7 年（1932））	I	瀬川正三郎像（昭和 50 年（1975））
⑩	南部利祥中尉騎馬像（銅像）台座（明治 41 年（1908））	J	宮沢賢治詩碑（平成 11 年（1999））
⑪	宮野小提灯句碑（昭和 26 年（1951））	K	ガス灯（昭和 61 年（1986））
⑫	池野祐壽翁紀徳碑（大正 7 年（1918））		
⑬	櫻山神社跡地（大正 9 年（1920））		
⑭	宮沢賢治詩碑（昭和 45 年（1970））		
⑮	日本の都市公園 100 選碑（平成元年（1989））		
⑯	噴水（昭和 9 年（1934）設置，昭和 30 年代に改修）		
⑰	ガス灯（昭和 61 年（1986））		
⑱	都市景観緑賞受賞記念碑（平成 4 年（1992））		

史跡地内に建立された石川啄木，宮沢賢治，宮野小提灯の文学碑には，盛岡城跡および岩手公園の情景を描いた歌と詩が，新渡戸稲造の記念碑には，故人自筆の署名が刻まれている。

石川啄木歌碑（第 29 図，表 14 : ⑤）

不来方のお城の草に寝ころびて 空に吸はれし十五の心

この歌碑については，石川啄木生誕 70 周年を記念して，昭和 30 年（1955）10 月に盛岡啄木会が中心となって建立したものである。旧盛岡藩士邸の庭石であったとされる石に銅版がはめ込まれているもので，歌碑の揮毫については啄木の盛岡中学の先輩で，生涯の親友であった金田一京助によるものである。

宮沢賢治詩碑（第 29 図，表 14：⑭）

「かなた」と老いしタピングは 杖をはるかにゆびさせど
東はるかに散乱の さびしき銀は声もなし
なみなす丘はぼうぼうと 青きりんごの色に暮れ
大学生のタピングは 口笛軽く吹きにけり
老いたるミセスタッピング 「去年（こぞ）なが姉はこゝにして
中学生の一組に 花のこぼを教へしか」
弧光燈（アークライト）にめくるめき 羽虫の群のあつまりつ
川と銀行木のみどり まちはしづかにたそがるゝ

この詩は、近代的なまちなみに変貌していく岩手公園や中ノ橋周辺を詠んだもので、宮沢賢治の亡くなる一ヶ月前にあたる昭和 8 年(1933)年 8 月 22 日付の文語詩百編の一つである。

なお、この詩碑については「賢治の詩碑を岩手公園に建てる会」により、昭和 45 年(1970) 9 月に建立されたものである。

新渡戸稲造顕彰碑（第 29 図，表 14：⑥）

願はくはわれ太平洋の橋とならん

この記念碑については、新渡戸稲造生誕百年を記念して、昭和 37(1962)年 9 月 8 日に除幕された。黒御影磨き仕上げの直方体をずらし、千切状の小豆色のスウェーデン産御影石で留めたような造形に「願はくはわれ太平洋の橋とならん」と活字体で刻まれ、故人の自筆の署名を刻んでいる。設計者は、博物館明治村の初代館長としても知られる谷口吉郎である。

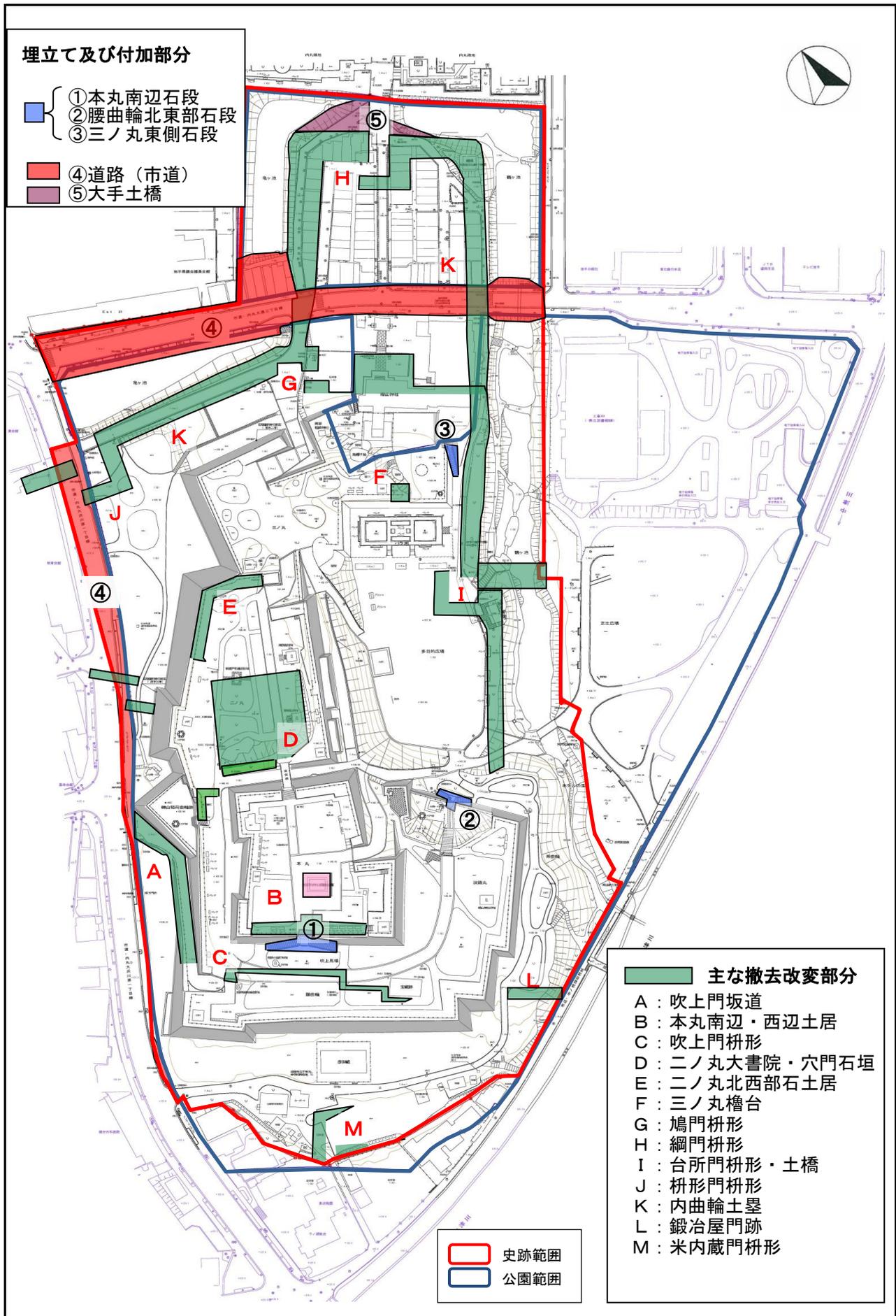
谷口は、東京帝国大学を卒業、東京工業大学教授を務め、藤村記念館(昭和 33 年(1958))、帝国劇場(昭和 41 年(1966))、東京国立近代美術館(昭和 44 年(1969))、迎賓館和風別館(昭和 49 年(1974))等を設計した。盛岡では原敬記念館(昭和 33 年(1958))の設計を行い、それが縁となり、記念碑建設事業世話人会が谷口に設計を依頼した。谷口は世話人会とともに、岩手公園を歩きながらこの敷地を選定したそうである。

なお、下ノ橋町(鷹匠小路)にある新渡戸稲造生誕地を記念する標識も、谷口の設計である。

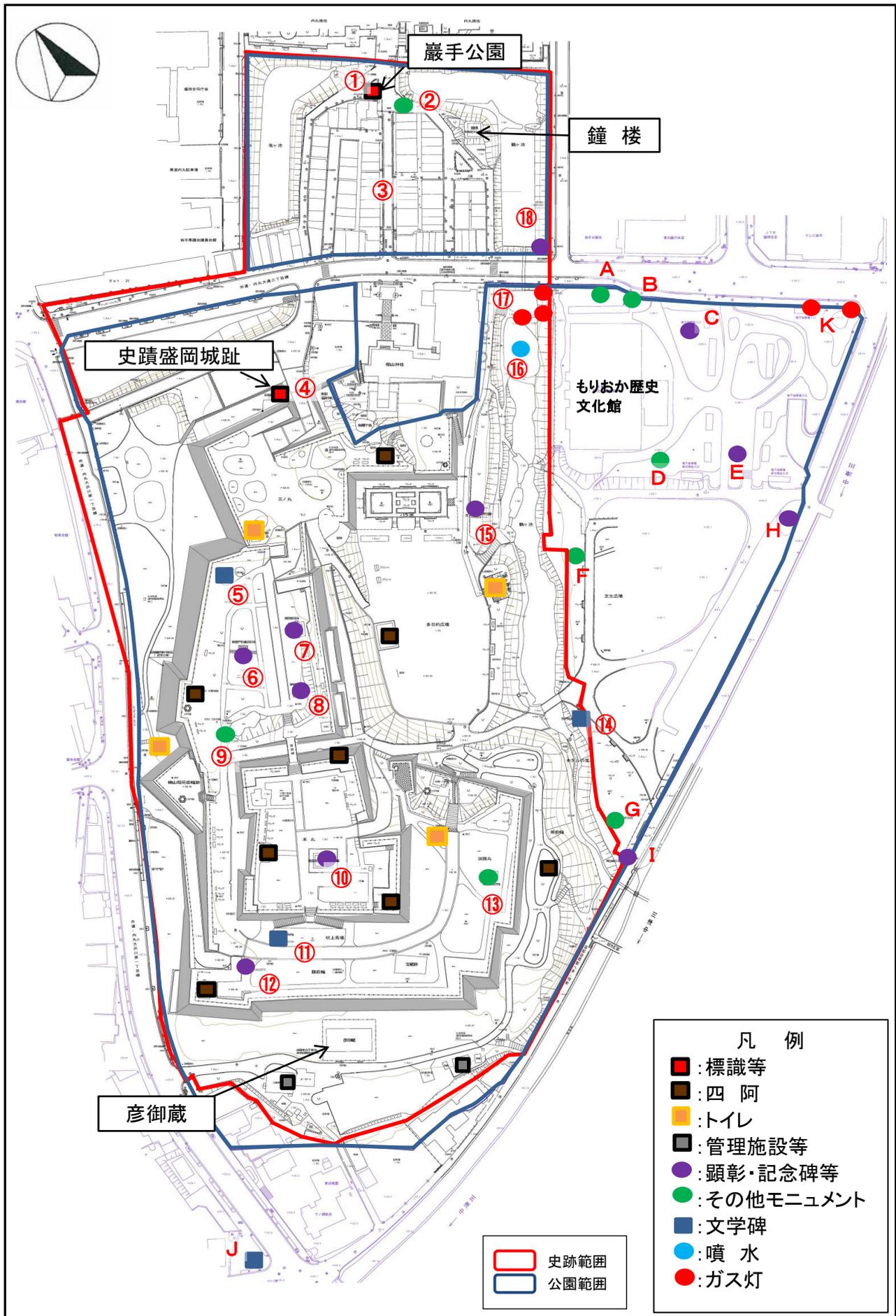
宮野小提灯句碑（第 29 図，表 14：⑪）

月待つや 独り 古城の松のもと

この句は、太平洋戦争が始まる直前の昭和 16 年(1941)に発刊された句集『矮鶏』に収められた作品で、昭和 26 年(1951)11 月に、当時岩手県立図書館の館長を勤めていた鈴木彦次郎の呼びかけにより、門下生たちにより建立されたものである。



第28図 主な地形・遺構改変箇所（史跡指定範囲内）



第29図 史跡内及び隣接地の主な工作物



鐘 楼



彦御蔵



史蹟盛岡城趾 (第 29 図④)



石川啄木歌碑 (第 29 図 : ⑤)



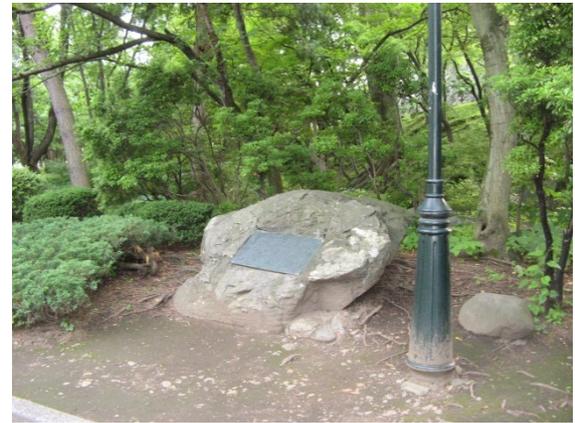
新渡戸稲造顕彰碑 (第 29 図 : ⑥)



南部利祥中尉騎馬像台座 (第 29 図 : ⑩)



宮野小提灯句碑 (第 29 図 : ⑪)



宮沢賢治詩碑 (第 29 図 : ⑭)

写真 指定地内の移築建造物・記念碑等

2. 地積と土地利用状況

(1) 土地利用状況

史跡内の大部分は公園用地となっている。これは、南部家所有であった土地の大部分を岩手県が岩手公園として明治39年(1906)に整備し、その後昭和9年(1934)に盛岡市が南部家から土地を買収し、現在に至っているものである。

宅地(約5,500平方メートル)については、終戦時まで櫻山神社境内地であったが、戦後、海外引揚者が生活の場を求めて店舗を構えたことに起因するものである。

その後、昭和34年(1959)には商店街地整備の現状変更申請が提出され、昭和38年(1963)頃には現在の姿になった。

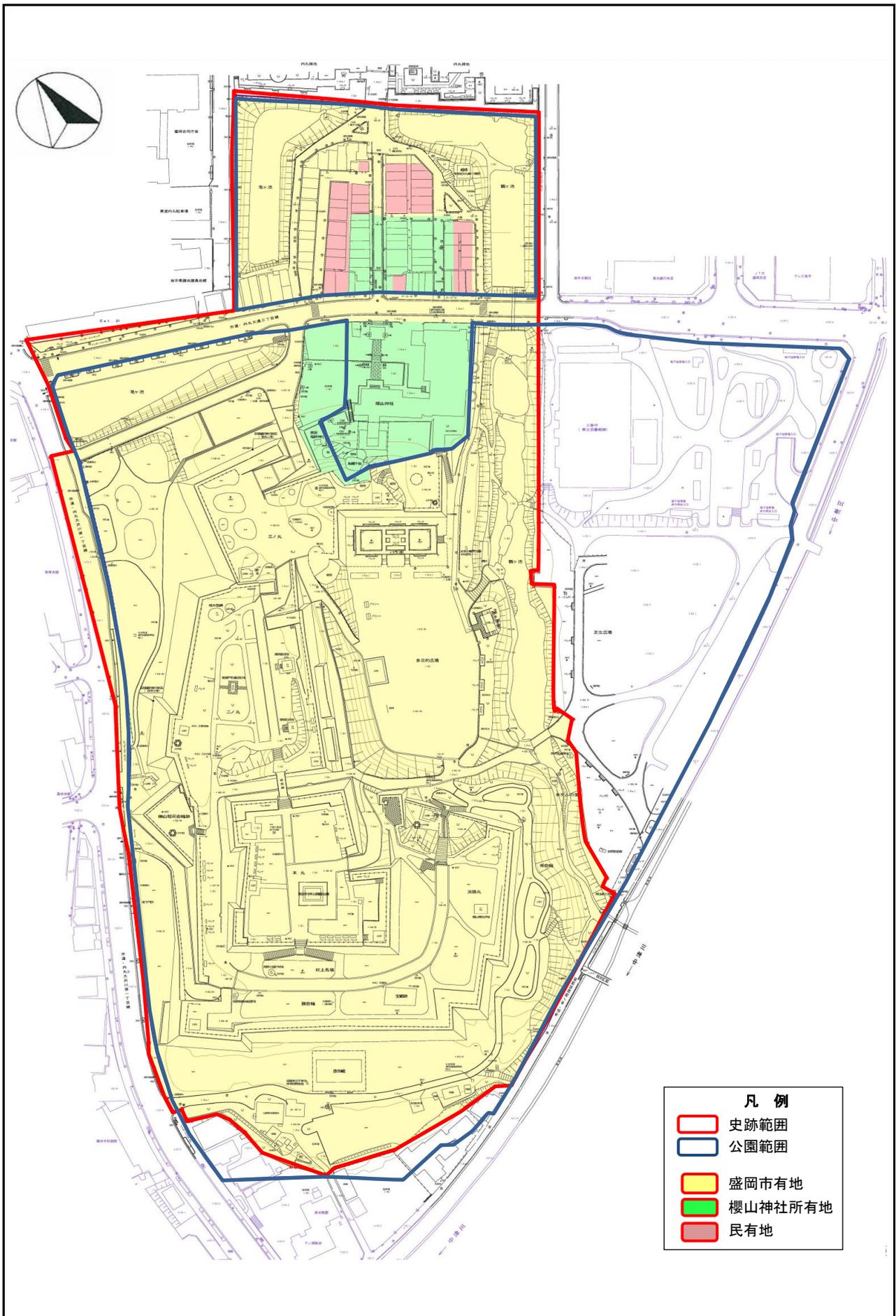
下曲輪の南側から三ノ丸の一部に及ぶ櫻山神社の境内地については、もともと城内の淡路丸にあった「櫻山御宮」が明治4年(1871)明治維新により南部家の庇護を離れ、御神体が加賀野妙泉寺山へ仮遷座され、明治10年(1877)に御神体を南部家菩提所の麓に再遷座し、明治32年(1899)に三度目の遷座がなされたことによるものである。

表 15 所有者別面積

所 有	面積 (㎡)	比 率	筆 数	備 考
盛岡市	76,518.17	90.99%	14 筆	・下曲輪の一部が昭和21年から亀ヶ池通商業協同組合、亀ヶ池住宅建設組合および個人等に貸付されている
櫻山神社	6,186.58	7.36%	37 筆	・境内地の店舗等建物については、昭和21年に岩手県引揚者連盟盛岡支部に店舗開設を承諾したことに始まる ・昭和39年からは個々の建物に地上権設定がなされ、相続・購入による地上権の移転を経ながら現在に至る
民有地	1,387.29	1.65%	50 筆	・昭和23年以降、南部家所有地が売買され現在に至る
計	84,092.04	100.00%	101 筆	

表 16 土地利用形態別面積

地 目	面積 (㎡)	比 率	備 考
公園用地	69,778.18	82.98%	
道 路	2,530.50	3.01%	・都市計画道路中ノ橋大通線の一部、下ノ橋更ノ沢線の一部ほか
宅地・店舗	7,136.32	8.49%	
境内地	4,647.04	5.52%	
計	84,092.04	100.00%	



第30図 所有者区分図

(2) 都市計画道路と商店街

岩手公園用地内の鶴ヶ池、亀ヶ池に囲まれた地域（約5,500平方メートル）は、終戦時まで櫻山神社の境内地として市民の憩いの場であったが、終戦後、海外引揚者が生活の場を求めてバラック店舗を構えた。

昭和21年（1946）には、これらの引揚者や戦災者105名が盛岡更生市場組合を結成し、櫻山神社から境内の参道を中心に借地し仮設店舗で営業を始めた。

その後、年数を経るに従い次第に老朽化が目立ち、加えて汚水が鶴ヶ池、亀ヶ池に流入し環境の悪化が問題となった。

こうした状況下で、昭和24年（1949）には神社境内の国有地譲与に関連し、境内地所有者と市有地居住者の利害が伴わず、盛岡更正市場協同組合（境内地）と亀ヶ池通商業協同組合（市有地）に分裂。また、民有地を購入した地権者により第二組合が構成されるなど、それぞれの権利のありかたによりいくつかの団体が存在している。

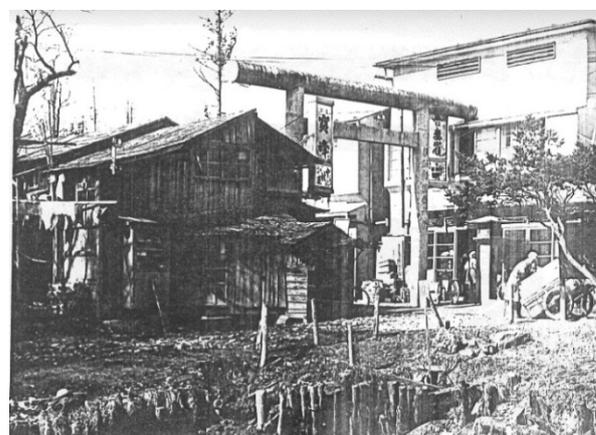
昭和29年（1954）都市計画道路「中ノ橋大通線」の開通にあわせ、当該地区の整備が急務となったことから、とりあえず市有地・公園用地である亀ヶ池畔に乱立していたバラック建店舗付住宅の整理を計画した。移転先は「中ノ橋大通線」沿いに仮設した栈橋上、亀ヶ池畔に新設する園地に沿う敷地と決め、暫定的措置として大部分を移転させた。また、栈橋店舗向い側の県有地を市が借り受け、店舗付住宅を新築移転させたものもあった。

その後、栈橋店舗については、昭和39年（1964）～45年（1970）まで占用許可を延長し、昭和45年（1970）の10月に撤去している。なお、現在公園敷地内（亀ヶ池畔）にある、26件については昭和42年（1967）から行政財産の目的外使用許可として扱い、盛岡市都市整備部公園みどり課の管理として現在に至っている。

その他、東大通商店街の一部においては県有地と市有地に店舗兼住宅が建設され、市の管財課の管理のもと普通財産の賃貸借として契約を締結している。その後、県から土地を払い下げられる形で再開発ビル建設を計画、平成14年（2002）に建物が完成し現在に至っているが、内堀（亀ヶ池）埋立部分に位置している8店舗が旧状のままとなっている。残った店舗については、使用者が盛岡市総務部管財課との間で契約を締結している状況である。



櫻山神社参道地区（南東側から 昭和33年）



櫻山神社参道地区（北東側から 昭和33年）

3. 現況調査

(1) 現況測量調査（史跡境界・地積測量・植栽調査）

保存管理計画の基礎資料とするため、平成 21 年度に現況測量調査を実施した。500 分の 1 の道路現況図を基に、44 点に及ぶ 4 級基準点測量をおこない、併せて地形測量・石垣部分の平面測量・土地所有者別の地積測量・植栽分布調査をおこない、現況図を作製した。

①史跡境界測量及び境界杭（標）設置

昭和 12 年 4 月 17 日の史跡指定告示地番をもとに、史跡指定当時の図面や地籍測量図を参考にして指定範囲の測量調査をおこない、境界の主要な点に杭（石製）及び境界標（金属製）を設置した。

②地積測量（85 頁表 15・16, 86 頁第 30 図）

史跡指定地内において、地番毎に土地所有者の立会のもと境界測量調査をおこない、所有者・地目・土地利用形態別に面積を算出した。

③植栽調査（表 17, 89 頁第 31 図）

樹木（低木～高木）の位置と規模（幹の太さ）・樹種を調査し、特に石垣に悪影響を与えている樹木や石垣の景観を阻害している樹木等に着目して特定した。

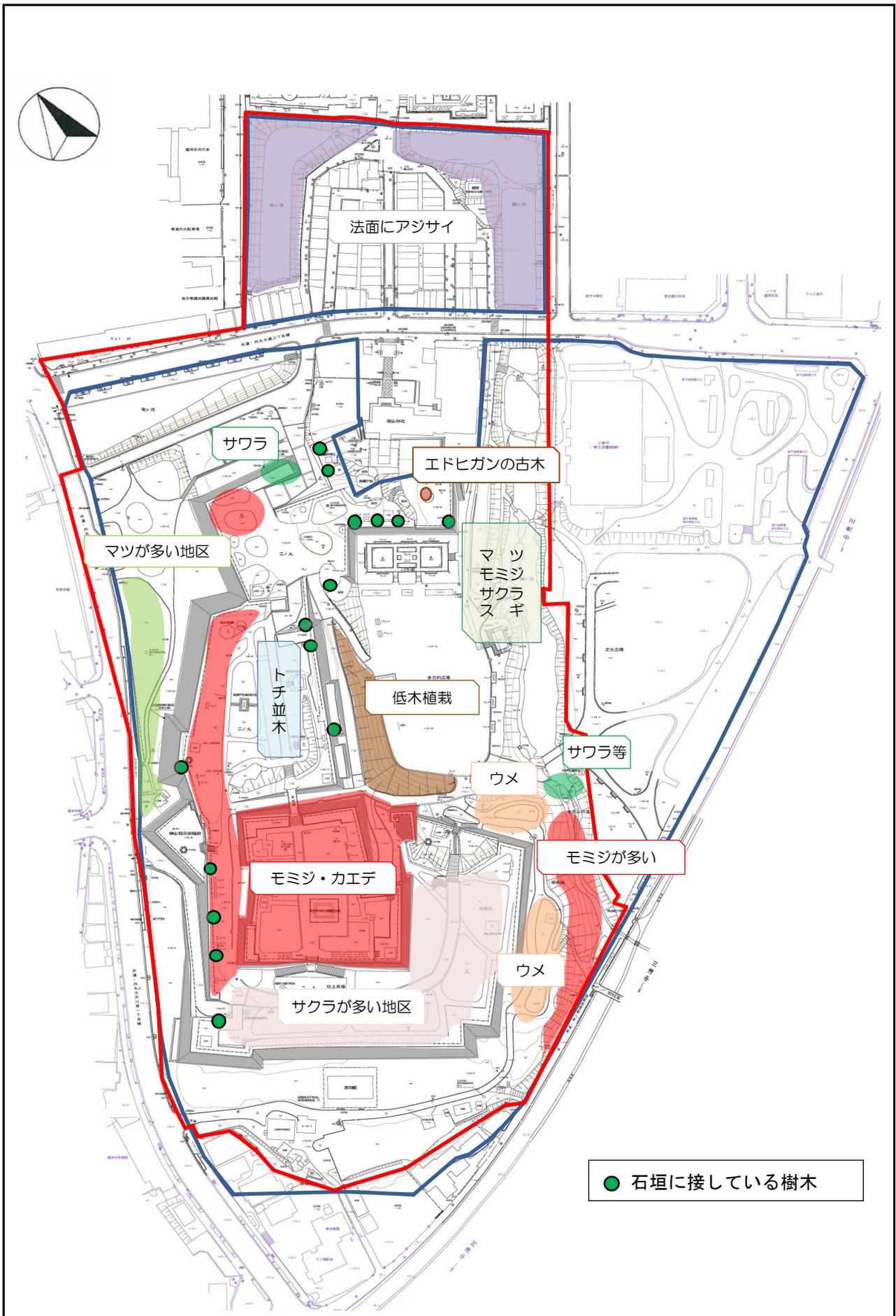
確認された樹種は約 155 種、本数は約 3 万本で、主な樹種については下表のとおりである。

分布の傾向としては、明治期の植栽が踏襲されているものとして、モミジ・カエデ類が本丸・二ノ丸・三ノ丸を中心に分布しているほか、腰曲輪ではサクラ、腰曲輪下北側・東～南東部分ではウメが分布している。

また、昭和期（戦後）に植栽された主なものとしては、園路の縁辺に低木のツツジ類（ドウダン・リュウキュウ・サツキ等）が多く植栽されているほか、台所西側の斜面にはニシキギやトサミズキ等の低木類が植栽されている。

表 17 主な樹種

種 別	樹 種
高 ・ 中 木	常緑針葉樹 ドイツトウヒ サワラヒバ チャボヒバ イチイ アカマツ コウヤマキ サワラ クロマツ スギ
	常緑広葉樹 キンモクセイ サザンカ ツバキ イヌツゲ ヒイラギ
	落葉広葉樹 イチョウ ケヤキ ウメ ナナカマド エゾエノキ コブシ ヤマザクラ モミジ類 ナンジャモンジャ ヤマボウシ サルスベリ ナツツバキ シダレヤナギ ソメイヨシノ エドヒガン ヤエザクラ シダレザクラ トウカエデ サンシュユ カツラ ハナミズキ アメリカザイフリボク ハリギリ マンサク ハナミズキ ナツグミ
低 木	常緑針葉樹 キャラボク
	常緑広葉樹 イヌツゲ マメツゲ マサキ アオキ ツツジ類 アセビ ツゲ
	落葉広葉樹 ドウダンツツジ ヒメリンゴ サンザシ アジサイ ウメモドキ ボケ レンギョウ ヤマブキ ハギ ウツギ トサミズキ コマユミ ニシキギ ヒュウガミズキ モクレン ハナカイドウ ユキヤナギ
その他	タケ（三ノ丸北側 桜山神社境内地） フジ（鶴ヶ池ほとり藤棚・御乗物部屋跡）



第31図 植栽調査図（平成21年度調査作成）

(2) 商店街利用形態調査

土地・建物の所有者・占有者・実際の使用者を対象に、土地所有（占有）に至った時期・経緯、土地・建物の賃貸の有無と賃貸契約者、建物の改修の有無、組合への加入の有無、今後の経営の見通し等について、電話及び直接聞き取りにより聴取した。

調査は平成 21 年 7 月から 10 月までおこない、土地所有者及び建物所有者、店舗経営者等 132 件について回答を得た。（全対象者の約 80%）

聴取の結果、当該地区では権利者の大半が居住せず、建物を店舗として貸しているものが大半で、大部分の建物は昭和 30 年代後半（昭和 35～39 頃）に建てられ、必要に応じ改装を繰り返していることが確認された。

店舗の種別としては飲食店が大半を占め、建物所有者及び使用者（賃貸借契約者）及び店舗経営者については、営業を続けたいとの意向を持っている方々が大部分であった。

(3) 櫻山神社参道地区地質調査（サウンディング調査）

平成 22 年 10 月、櫻山神社参道地区において、現状変更の基準（建物の改築基準等）を検討するため、地盤の強度（地耐力）がどの程度確保されているか、地区内の道路 11 箇所を対象にスウェーデン式サウンディング調査をおこなった。

調査結果から、本調査地の地盤は上部より盛土（b k 1～b k 2）、砂、砂礫の概ね 4 層より構成されていることが判明した。今後、試験掘削やボーリング調査等によって支持層となる地盤の層厚等、性状を直接確認した上で詳細な評価をすることが望ましいとの結果であった。



本丸（モミジ類）



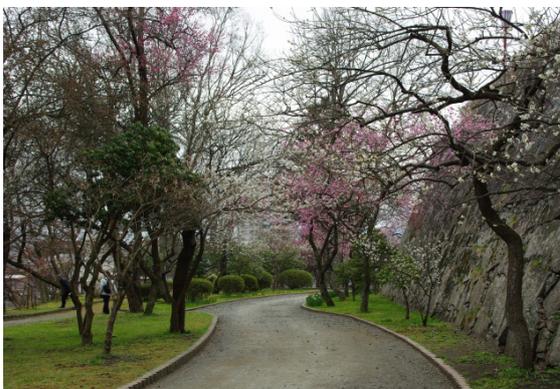
二ノ丸東側石垣に生育するケヤキ



腰曲輪西側（モミジ類）



腰曲輪南側の桜林（ソメイヨシノ）



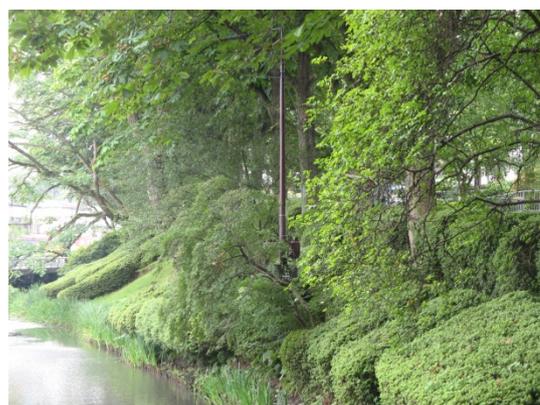
腰曲輪東側下部の梅林



三ノ丸東側の古木（エドヒガンザクラ）



台所（多目的広場）西側斜面の状況



内堀（亀ヶ池）法面の低木（ツツジ類）

写真 指定地内の植物状況

4. 活用の状況

盛岡城跡公園（岩手公園）内では、盛岡さくらまつり、もりおか環境緑化まつり、もりおか雪あかり、いしがきミュージックフェスティバル等がおこなわれるなど、市民や観光客の交流の場であるとともに、四季を通じて市民の憩いの場となっている。

また、盛岡城跡公園周辺では、国選択の無形民俗文化財である「チャグチャグ馬コ」（チャグチャグ馬コ保存会主催）の華麗な行列が通過し、中央通りでは和太鼓同時演奏数世界一でギネス記録に認定された（2007年当時）「盛岡さんさ踊り」（盛岡さんさ踊り実行委員会主催）が毎年開催されている。

その他、「大盛岡神輿祭」（大盛岡神輿祭実行委員会主催）、「YOSAKOI さんさ」（YOSAKOI さんさ実行委員会事務局主催）、「盛岡七夕祭り」（盛岡市肴町商店街振興組合主催）等、盛岡城跡公園を中心に、周辺地域と一体となったイベントがおこなわれている。

表 18 盛岡城跡公園を利用した主なイベント

開催時期	イベント等	事業主体
1月	消防出初式	盛岡市（消防防災課）
2月	もりおか雪あかり	もりおか雪あかり実行委員会
4月	もりおか環境緑化まつり	もりおか環境緑化まつり実行委員会
4月～5月	盛岡さくらまつり	盛岡市
6月	いしがきミュージックフェスティバル	いしがきミュージックフェスティバル実行委員会
7月	市民早起きラジオ体操の会	盛岡市教育委員会
9月	山車大絵巻パレード	盛岡山車大絵巻パレード実行委員会
10月	いわて健康ウォーク	岩手県, 盛岡市, 岩手日報社
10月～2月	盛岡城跡公園ライトアップ事業	盛岡市, 盛岡商工会議所, 盛岡城跡・石垣に灯りをともす会
11月	盛岡城・石垣あかりの市（蔵出しさんさ）	盛岡商工会議所



もりおか雪あかりの様子 (①)



もりおか雪あかりの様子 (①)



いしがきミュージックフェスティバル (②)



城下盛岡うまいもの市 (②)



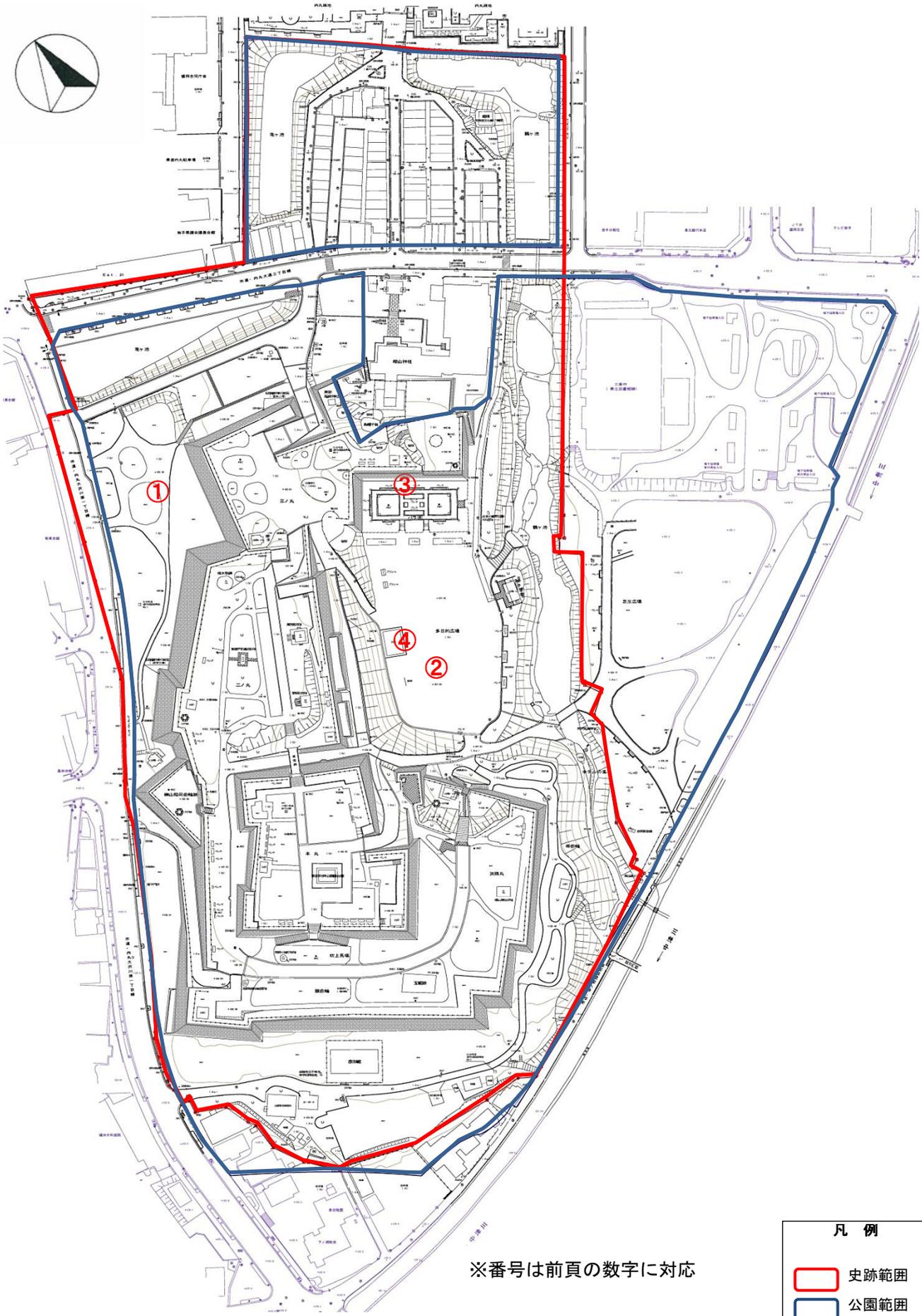
石垣のボランティア清掃の様子 (③)



園内でのレクリエーション (④)

※各番号は次頁第 32 図の表示箇所で実施

写真 盛岡城跡公園活用の様子



第 32 図 盛岡城跡公園内でのイベント等開催箇所

5. 史跡周辺の社会基盤（96 頁第 33 図）

（1）道路

史跡の北東側には、盛岡市役所前交差点を終点とする宮古市方面からの国道 106 号が、また、同交差点を起点として岩泉町に向かう国道 455 号が史跡の北側を東西に通っている。

さらに、下曲輪を分断する形で都市計画道路中ノ橋大通線が通っているほか、史跡の西側には都市計画道路下ノ橋更ノ沢線が通っている。

（2）官公庁

史跡周辺は、明治時代以降から県庁・市役所・岩手郡役所等が建つ行政の中心地区であった。

昭和 32 年（1957）、全国第一号として官公庁一団地に指定されたことにより、行政機能の集約を図るため国や県の合同庁舎等が当該地区へ誘致され、現在では、岩手県庁をはじめ、盛岡市役所、盛岡地区合同庁舎（県）、盛岡合同庁舎（国）、盛岡地方検察庁、盛岡地方裁判所、岩手県警察本部、盛岡東警察署、盛岡中央消防署が立地している。

（3）公園・緑地

史跡の内堀を挟んで北側には内丸緑地、約 300 メートル北東の県民会館北側には緑の広場（旧内丸公園）が所在する。さらに、中津川を挟んだ南側には新渡戸稲造生誕の地が新渡戸緑地として整備されている。

（4）学校

史跡地内には、かつて私立岩手女子高等学校（のち不来方中学校、市立図書館）のほか同校寄宿舎（現：彦御蔵周辺）があり、周辺には師範学校、師範学校女子部（現：盛岡合同庁舎敷地）や工業学校、杜陵高等学校（現：芝生広場）が立地していた。

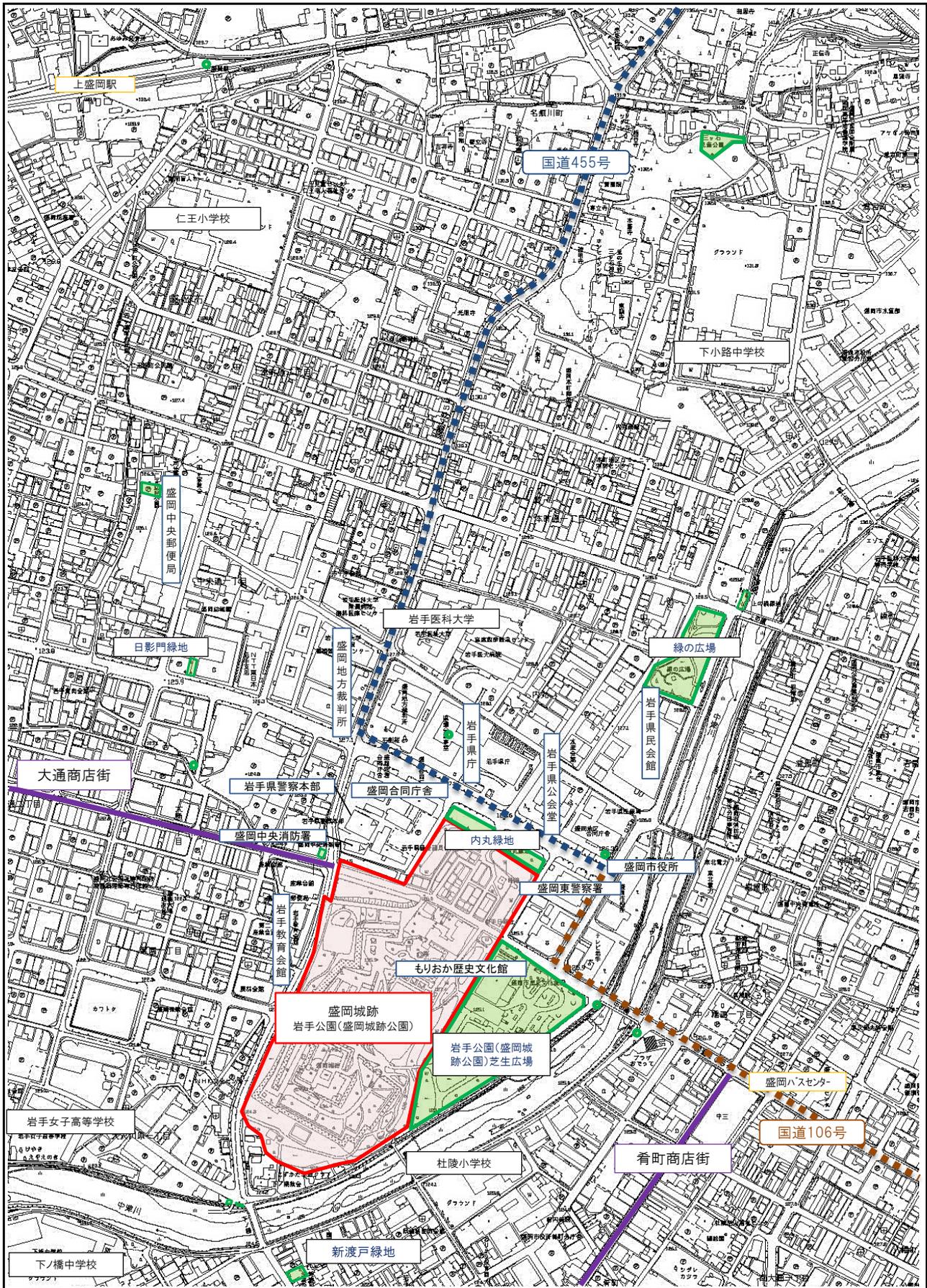
現在では、史跡地内の学校施設は撤去され、周辺の学校も大半が廃止または移転しているが、中津川を挟んだ東側に盛岡市立杜陵小学校、南側には盛岡市立下ノ橋中学校、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線を挟んで西側には私立岩手女子高等学校が立地している。

（5）文化施設

史跡周辺は、かつて物産陳列館（現：芝生広場）、県立図書館（現：内丸緑地）等をはじめとする文教施設が集中していた地区でもある。

現在は、昭和 2 年（1927）に建設された国登録有形文化財（建造物）の岩手県公会堂のほか、県民会館、教育会館等の施設があるほか、中津川の対岸には国指定重要文化財（建造物）旧第九十銀行本店本館を利用した「啄木・賢治青春館」や市内の観光案内や県内の物産販売、多目的のホールを備えた「プラザおでつ」が立地している。

また、隣接地（芝生広場）では、旧県立図書館を再整備し、藩政時代史料の展示機能のほか、観光拠点としての機能を有する、「もりおか歴史文化館」が平成 23 年 7 月 1 日に開館している。



第33図 史跡周辺の社会基盤

※ 公園・緑地:

6. 課題

史跡盛岡城跡においては、史跡指定以降の経過や、平成 21 年度に実施した現況調査結果等から、以下のような課題が明らかとなった。

(1) 歴史環境の保全

- ①遺構の保全と公園利用者の安全確保の観点から、石垣の孕みが認められる箇所について、計画的な修復を実施する必要がある。
- ②石垣に樹木が生育しており、孕みの原因となっているほか、周囲からの眺望を阻害しているため、樹木の維持・管理方法を定める必要がある。
- ③部分的に残存している土塁の地形が、地震等により一部でひび割れが発生していることから、遺構を保全するための維持管理方法を定める必要がある。
- ④掘跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）の水質管理について、環境保全のための対策を講じる必要がある。

(2) 整備・活用

- ①近世城郭遺跡としての保存整備内容と、明治以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計内容の調整を図る必要がある。
- ②史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にする必要がある。
- ③文学作品に表れた盛岡城跡・岩手公園の情景や風趣を偲ぶことができるよう景観の保全や整備に努める必要がある。
- ④中心市街地に位置する盛岡の代表的な商業・観光資源として、歴史的風致とにぎわいの共存を図っていく必要がある。
- ⑤多くの市民が訪れる公園として、利活用に必要な施設の整備や、植栽のありかたについて、歴史的景観との調整を図る必要がある。

(3) 櫻山神社参道地区の将来像

- ①櫻山神社参道地区商店街のまちづくりについて、地域住民との合意形成を踏まえた上で進めていく必要がある。
- ②櫻山神社参道地区の建築物については、昭和 30 年代後半に建築されたものが多く、老朽化が進行しているため、生活者及び利用者の安全確保の観点から、具体的な対応方針を示す必要がある。